

秋田県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
大里	鹿角市八幡平字大里、歌内、大里家の下、大里川原、鳥居平、下鷲の巣及び宮尻（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小豆沢	鹿角市八幡平字小豆沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
宮麓	鹿角市八幡平字堂の上（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
下谷内	鹿角市八幡平字上苗代、谷内及び谷内谷地（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
トコロ	鹿角市八幡平字切留平及び熊沢国有林（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
小割沢	鹿角市八幡平字小割沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
沼田	鹿角市八幡平字沼田（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
新城	鹿角市八幡平字新城及び長嶺（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
夏井1号	鹿角市八幡平字夏井及び岩崎（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
弥蔵	鹿角市八幡平字弥蔵及び上ミ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
夏井	鹿角市八幡平字夏井及び日尊（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
タタラ	鹿角市八幡平字タ、ラ及び下松ヶ沢（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
上沢田	鹿角市八幡平字上沢田、新山長根、新城、袖の沢及び長嶺（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	
トコロ温泉売店裏沢	鹿角市八幡平字トコロ沢、熊沢国有林及び切留平（次の図のとおり）	土石流	
熊沢沢	鹿角市八幡平字熊沢、熊沢前田及び熊沢道の上（次の図のとおり）	土石流	
蛇沢	鹿角市八幡平字蛇沢（次の図のとおり）	土石流	
蛇沢2	鹿角市八幡平字熊沢及び永田根瀬（次の図のとおり）	土石流	

赤平沢	鹿角市八幡平字赤平及び蛇沢（次の図のとおり）	土石流
平沢	鹿角市八幡平字萱町、小前田、上野、西の又及び谷内上田表（次の図のとおり）	土石流
谷内沢 1	鹿角市八幡平字萱町、小前田、沼田及び西の又（次の図のとおり）	土石流
谷内沢 2	鹿角市八幡平字谷内、堰の下、沼田、中川及び仲の沖（次の図のとおり）	土石流
ヌカリ谷地沢	鹿角市八幡平字ヌカリ谷地及び小割沢（次の図のとおり）	土石流
杉谷倉沢川	鹿角市八幡平字上苗代、谷内、谷内谷地、中川及び仲の沖（次の図のとおり）	土石流
長峰沢 1	鹿角市八幡平字大曲、田代、堂の前、東館及び牛長根（次の図のとおり）	土石流
長峰沢 2	鹿角市八幡平字長嶺、上沢田、新山長根、新城、袖の沢、長嶺前田及び小豆沢碓（次の図のとおり）	土石流
下館沢	鹿角市八幡平字下館、駒林、赤淵及び大里下モ川原（次の図のとおり）	土石流
山堀沢	鹿角市八幡平字山堀沢、小豆沢碓、上沢田、新山長根、長畑及び長嶺前田（次の図のとおり）	土石流
老沢沢	鹿角市八幡平字老沢（次の図のとおり）	土石流
杉谷地沢川	鹿角市八幡平字杉谷地（次の図のとおり）	土石流
深沢	鹿角市八幡平字深（次の図のとおり）	土石流
下水沢川	鹿角市八幡平字下水沢及び蛇沢（次の図のとおり）	土石流
柳沢沢	鹿角市八幡平字赤平及び蛇沢（次の図のとおり）	土石流
根瀬小沢 1	鹿角市八幡平字永田根瀬（次の図のとおり）	土石流
根瀬沢	鹿角市八幡平字永田根瀬（次の図のとおり）	土石流
根瀬小沢 2	鹿角市八幡平字永田根瀬（次の図のとおり）	土石流
上柳沢	鹿角市八幡平字上柳沢及び上平（次の図のとおり）	土石流
檜内南の沢	鹿角市八幡平字檜内（次の図のとおり）	土石流
檜内の沢	鹿角市八幡平字檜内（次の図のとおり）	土石流
檜内北の沢 1	鹿角市八幡平字檜内及び上ミ沢（次の図のとおり）	土石流

ヌカリ谷地小沢	鹿角市八幡平字ヌカリ谷地、胸替平及び小割沢（次の図のとおり）	土石流
竹内北の沢	鹿角市八幡平字谷内下モ平、谷内谷地、上苗代、八舛寺、八幡田、樋の下及び清蔵川原（次の図のとおり）	土石流
谷内沢 3	鹿角市八幡平字谷内下モ平、かじか沢、八幡田、樋の下及び清蔵川原（次の図のとおり）	土石流
白砂館沢	鹿角市八幡平字白砂館、平尻及び小館（次の図のとおり）	土石流
コガミ沢	鹿角市八幡平字平尻（次の図のとおり）	土石流
新他沢	鹿角市八幡平字平尻（次の図のとおり）	土石流
檜内北の沢 2	鹿角市八幡平字檜内及び上ミ沢（次の図のとおり）	土石流
穴戸沢	鹿角市八幡平字穴戸口、平尻及び箕本（次の図のとおり）	土石流
穴戸沢北	鹿角市八幡平字穴戸口（次の図のとおり）	土石流
下館沢 1号	鹿角市八幡平字下館及び上葛岡（次の図のとおり）	土石流

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。